

新1年生の保護者の皆さんへ

重要



ご入学おめでとうございます。

## 岡山県高等学校PTA連合会 生徒総合補償制度のご案内

(学生・こども総合保険)

岡山県高等学校PTA連合会  
会長 菊地 潤



お子様のご入学、おめでとうございます。

さて、県高P連では「生徒総合補償制度」をご案内しております。この制度は「学校内を含む24時間の傷害補償」や「他人へ危害を与えた場合の賠償責任補償」「扶養者の不慮の事故に備えた育英費用」等、生徒を様々な危険から守る保険制度で、平成6年度に発足し29年目になります。県高P連のスケールメリットを活かした団体割引が適用され県教育委員会からも御紹介いただいているところでございます。

高校生を取り巻く環境は多様化・複雑化してきており、万が一の場合の備えとして、この機会に是非加入をご検討くださいますようご案内申し上げます。

### 24時間補償

休日や放課後も対応

団体割引  
15%

特定感染症による入通院等補償  
プランもご用意

示談交渉  
サービス付

(ご家族も補償対象)

お申込み締切日は

令和5年4月14日(金)まで

※手続きが遅れた場合、ご加入いただくことができませんので、ご注意ください。

# ■生徒総合補償制度の特長

こんなときにお役に立ちます。

※ご加入のプラン内容により  
補償される項目が異なります。

## ■さまざまなケガなどを補償

生徒の不慮の事故によるケガなどを24時間365日補償します。

- 通学途上(自転車、徒歩、バス、電車等)のケガ
- 体育授業中やクラブ活動中のケガ
- 学校外での日常生活(ご家庭内、スポーツやレジャー中等)でのケガ
- 食中毒になったとき  
(国内外を問いません。)
- 特定感染症に罹ったとき

○学校内のケガ



○特定感染症に罹ったとき



○スポーツによるケガ



○歩行中に自動車にはねられてのケガ



○熱中症になったとき



○食中毒になったとき



1

2

3

## ■育英費用

生徒の扶養者が事故によるケガで死亡または重度後遺障害となった場合、育英費用保険金額を一時金でお支払いします。(国内外を問いません。)

## ■賠償責任

生徒およびご家族が過って他人にケガをさせたり、他人の財物を壊したりするなどして、法律上の損害賠償責任を負った場合、保険金をお支払いします。  
(日本国内の事故については示談交渉サービス付)

○自転車で通行人に  
ケガをさせた



授業中、部活動中等のいわゆる学校管理下の事故の場合、学校の管理責任を問われるケースが多いと考えられます。本補償で対象となるのは生徒が法律上の賠償責任を負った部分のみとなりますのでご注意ください。

※賠償額の決定には引受保険会社の事前の承認が必要です。

※ご家族も被保険者となります。被保険者の範囲は12ページ「契約概要のご説明」の「1.(1)商品の仕組み」をご参照ください。

自転車事故でも高額賠償判決が出ています！

9,521万円の賠償判決

裁判  
事例

男子小学生(11才)が夜間、帰宅途中に自転車で走行中、歩道と車道の区別のない道路において歩行中の女性(62才)と正面衝突。女性は頭蓋骨骨折等の傷害を負い、意識が戻らない状態となった。

(神戸地方裁判所 平成25年7月4日判決)

## ■団体割引の適用

岡山県高等学校PTA連合会のスケールメリットを活かした団体割引15%が適用されます。

## ■手続が簡単

加入申込票にご記入のうえ、お近くのゆうちょ銀行・郵便局にてお振込みいただけです。ご卒業予定までの長期契約となっておりますので、1回のお手續のみで卒業まで安心です。

# こんな場合に保険金をお支払いします。

(セット名Sの場合)

## 例1

### 傷 害

体育の授業中、サッカーをしていて転倒し、ひざのじん帯を断裂した。  
(入院21日、通院10日、入院中に手術あり)

入院 (日額) 3,000円×21日= 63,000円
通院 (日額) 1,800円×10日= 18,000円
手術保険金 3,000円×10倍= 30,000円
保険金の合計 111,000円

## 例2

### 傷 害

自転車で通学中転んで足をねんざした。  
(通院15日)

通院 (日額) 1,800円×15日= 27,000円
保険金の合計 27,000円

## 例3

### 傷 害

細菌性食中毒になった。  
(入院3日、通院2日)

入院 (日額) 3,000円× 3日= 9,000円
通院 (日額) 1,800円× 2日= 3,600円
保険金の合計 12,600円

## 例4

### 傷 害

課外活動中、熱中症で倒れた。  
(入院3日、通院2日)

入院 (日額) 3,000円× 3日= 9,000円
通院 (日額) 1,800円× 2日= 3,600円
保険金の合計 12,600円

## 例5

### 育 英 費 用

扶養者である父親が、仕事中の事故で死亡した。

保険金の合計 700,000円
-----------------

## 例6

### 賠 償 責 任

自転車で通学途中、停まっている車にぶつかった。

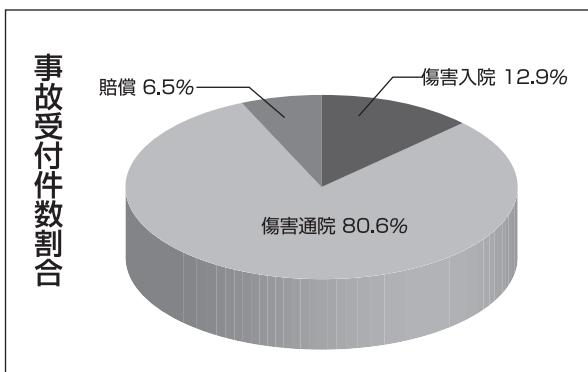
自動車修理代 220,000円
代車費用 50,000円
保険金の合計 270,000円

## ●過去3年間(令和1.9.1~令和4.8.31)で多くの方にご利用いただいています。

- ・3年間の事故支払件数…1,085件
- ・お支払いした保険金…30,794,357円

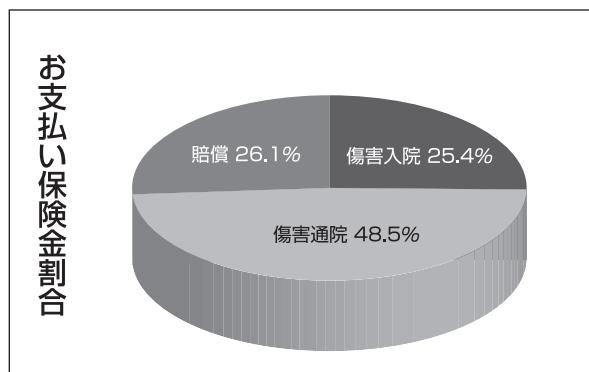
#### <事故内容の内訳>

ケガによる入院、通院の受付が全体の約90%を占めています。



#### <お支払い保険金の内訳>

ケガによる入院、通院のお支払いが全体の約75%を占めています。



# ■保険金額と保険料■

団体割引 15%適用

●前年度ご加入いただいた被保険者の人数に従って割引率が適用されます。

(注)天災危険補償特約：地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガを補償

補償内容	セット名	S	A	B	C
傷害保険金	死亡・後遺障害保険金額 ※1	189.1万円	159.5万円	113.5万円	109.9万円
	入院保険金日額 (1日につき)※2	3,000円	3,000円	2,700円	2,000円
	通院保険金日額 (1日につき)	1,800円	1,800円	1,500円	1,000円
「天災危険」補償 (地震等③)		○	○	○	—
熱中症危険補償		○	○	○	—
「細菌性食中毒および ウイルス性食中毒」補償		○	○	○	—
特定感染症危険「後遺 障害保険金、入院保険 補償金および通院保険 金」※3		○	—	—	—
育英費用保険金額		70万円	60万円	50万円	40万円
賠償責任保険金額 (記録情報限度額：500万円)		2億円	1億円	5,000万円	3,000万円
一時払保険料		36,500円	29,500円	24,700円	17,700円
制度維持費【3年分】		300円	300円	300円	300円
保険料 維持費合計	一時払	36,800円	29,800円	25,000円	18,000円

新型コロナウイルス  
感染症による入通院等補償！※4

お子さまのために大きな補償を。

●上記は職種級別A(学生・生徒等)の保険料です。学生・生徒の方が職業に就かれている場合は、保険料が異なることがありますので、代理店・扱者または引受け保険会社までお問い合わせください。

※1 後遺障害保険金は、後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。

※2 手術を受けた場合は手術保険金（入院中に受けた手術の場合は入院保険金日額の10倍、それ以外の手術の場合は入院保険金日額の5倍）をお支払いします。

※3 保険責任開始日からその日を含めて10日以内に発病した特定感染症はお支払いの対象外です。

※4 感染症法における新型コロナウイルス感染症の規定等が変更になった場合は、補償対象でなくなることがあります。

## ■補償期間（保険期間）■

令和5年4月23日午前0時より  
令和8年3月31日午後4時まで

加入者証のお届けは令和5年6月下旬頃の予定です。

(加入者証到着まで、払込受領証および本パンフレットを大切に保管ください。)

# ■お申込方法■

お申込みは別添、「生徒総合補償制度」加入申込票(郵便払込取扱票)に必要事項をご記入・ご署名のうえ、保険料等合計額を、お近くのゆうちょ銀行・郵便局にてお振込みください。

(注) ゆうちょ銀行の料金改定により、現金で払込票を利用される場合は一律加入者様に110円の加算料金が発生します。

**申込締切日：令和5年4月14日(金)**

手続きが遅れた場合、ご加入いただくことができませんので、ご注意ください。

# ■ご加入内容確認事項■

**ご加入手続きに際し、以下の事項を十分にご確認ください。**

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご提案いたしました保険商品がお客様のご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていることを確認させていただくためのものです。

お手数ですが、以下の各質問項目について、再度ご確認いただきますようお願い申し上げます。

なお、ご加入にあたりご不明な点や疑問点がございましたら、パンフレット記載の代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

1. 保険商品が以下の点でお客様のご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項のご説明でご確認ください。万一、ご希望に合致しない場合は、ご加入内容を再度ご検討ください。  
「重要事項のご説明」に記載の、補償が重複する可能性のある特約等については、ご加入の要否をご確認ください。

保険金のお支払事由（主契約、セットしている特約を含みます。）

保険金額（ご契約金額）

保険期間（保険のご契約期間）

保険料・保険料払込方法

2. 加入申込票への記載・記入の漏れ・誤りがないかご確認ください。

以下の項目は、正しい保険料の算出や適切な保険金のお支払い等に必要な項目です。

内容をよくご確認いただき、加入申込票に正しくご記入いただきますようお願い申し上げます。

記載・記入の漏れ・誤りがある場合には、訂正あるいは追記をお願いいたします。

皆さまがご確認ください。

- ・加入申込票の「生年月日」または「年令」欄、「性別」欄は正しくご記入いただいているか？  
「年令」欄は保険始期日時点での満年令をご記入ください。  
＊ご記入いただいた年令と生年月日から算出した年令が異なる場合には、生年月日から算出したものを年令として取扱うことがあります。  
または、事前に打ち出している内容に誤りがないことをご確認いただきましたか？
- ・加入申込票の「職業・職務」欄（「職種級別」欄を含みます。）は正しくご記入いただいているか？  
または、事前に打ち出している内容に誤りがないことをご確認いただきましたか？
- ・加入申込票の「他の保険契約等」欄は正しくご記入されていますか？  
＊ご加入いただく保険商品の加入申込票によっては、上記の欄がない場合があります。上記のうち欄がないものについてのご確認は不要となります。

# 生徒総合補償制度の補償内容(概要)

※印を付した用語については、8ページの「※印の用語のご説明」をご覧ください。(各欄の初出時のみ※印を付しています。)

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
傷 害 保 険 金	死 亡 保 険 金  保険期間中の事故によるケガ※のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合	死亡・後遺障害保険金額の全額  (注1) 死亡保険金受取人(定めなかつた場合は被保険者の法定相続人)にお支払いします。 (注2) 既にお支払いした後遺障害保険金(特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約によりお支払いした特定感染症※に関する後遺障害保険金を含みます。)がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした後遺障害保険金の額を差し引いた額をお支払いします。保険期間が1年を超える保険契約においては、その事故の発生した保険年度※と同一の保険年度に発生した事故によるケガ※に対して既にお支払いした後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした後遺障害保険金の額を差し引いた額をお支払いします。	● 保険契約者、被保険者、被保険者の親権者、後見人または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ※ ● 謙让行為、自殺行為または犯罪行為によるケガ ● 自動車等※の無資格運転、酒気帯び運転※または麻薬等を使用しての運転中のケガ ● 脳疾患、病気または心神喪失によるケガ ● 妊娠、出産、早産または流産によるケガ ● 引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療※以外の外科的手術その他の医療処置によるケガ ● 戦争、その他の変乱※、暴動によるケガ(テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ● 地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ(天災危険補償特約をセットする場合はお支払対象となります。) ● 核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ ● 入浴中の溺水※(ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって発生した場合には、保険金をお支払いします。) ● 原因がかかるときでも、誤嚥(えん)※によって発生した肺炎 ● 原因がかかるときでも、頸(けい)部症候群※、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの ● 乗用具※を用いて競技等※をしている間のケガ ● 下記の「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ
	後遺障害保険金  保険期間中の事故によるケガ※のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害※が発生した場合	死亡・後遺障害保険金額×約款所定の保険金支払割合(4%~100%)  (注1) 政府労災保険に準じた等級区分ごとに定められた保険金支払割合で、後遺障害保険金をお支払いします。 (注2) 被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療※を要する状態にある場合は、引受保険会社は、事故の発生の日からその日を含めて181日における医師※の診断に基づき後遺障害※の程度を認定して、後遺障害保険金をお支払いします。 (注3) 同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にあった後遺障害に対する保険金支払割合を控除して、保険金をお支払いします。 (注4) 既にお支払いした後遺障害保険金(特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約によりお支払いした特定感染症※に関する後遺障害保険金を含みます。)がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした後遺障害保険金の額を差し引いた額が限度となります。また、保険期間を通じてお支払いする後遺障害保険金は、死亡・後遺障害保険金額が限度となります。保険期間が1年を超える保険契約においては、その事故の発生した保険年度と同一の保険年度に発生した事故によるケガ※に対して既にお支払いした後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした後遺障害保険金の額を差し引いた額が限度となります。また、それぞれの保険年度ごとにお支払いする後遺障害保険金は、死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	など  (注) 細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、補償の対象にはなりません。(細菌性食中毒およびウイルス性食中毒補償特約をセットする場合はお支払対象となります。)
	入 院 保 険 金  保険期間中の事故によるケガ※のため、入院※された場合	入院保険金日額×入院※した日数  (注1) 事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては保険金をお支払いしません。 (注2) 入院保険金をお支払いする期間中にさらに入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ※を被った場合は、入院保険金を重ねてはお支払いしません。	[補償対象外となる運動等] 山岳登攀はん <sup>①</sup> 、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機 <sup>②</sup> 操縦 <sup>③</sup> 、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機 <sup>④</sup> 搭乗、ジャイロプレーン搭乗 その他これらに類する危険な運動 (*) ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロックリングラミング(フリークラミングを含み、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングは含みません。)をいいます。 (**) グライダーおよび飛行船は含みません。 (*) 職務として操縦する場合は含みません。 (**) モーター・ハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラグライダー等のパラシュート型超軽量動力機は含みません。
	手 術 保 険 金  保険期間中の事故によるケガ※の治療※のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に手術※を受けられた場合	①入院※中に受けた手術※の場合 入院保険金日額×10 ② ①以外の手術の場合 入院保険金日額×5 (注1) 事故に基づくケガ※について、1回の手術に限ります。また、1事故に基づくケガについて①および②の手術を受けた場合は、①の算式によります。	
	通 院 保 険 金  保険期間中の事故によるケガ※のため、通院※された場合 (注) 通院されない場合で、骨折、脱臼、靭(じん)帯損傷等のケガを被った所定の部位※を固定するために医師※の指示によりギブス等※を常時装着したときは、その日数について通院したものとみなします。	通院保険金日額×通院※した日数  (注1) 事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては保険金をお支払いしません。また、お支払いする日数は90日が限度となります。 (注2) 入院保険金をお支払いする期間中に通院された場合は、通院保険金をお支払いしません。 (注3) 通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ※を被った場合は、通院保険金を重ねてはお支払いしません。	
育 英 費 用 保 険 金	扶養者※が、保険期間中の事故によるケガ※のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡されたり、重度後遺障害※の状態になられた場合	育英費用保険金額の全額  (注1) 育英費用を補償する保険を複数(引受保険会社、他の保険会社を問いません。)ご契約の場合、育英費用保険金のお支払額は単純に合算されず、最も高い保険金額が限度となります。 (注2) 補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。	● 保険契約者、被保険者、扶養者※または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ※ ● 謙让行為、自殺行為または犯罪行為によるケガ ● 自動車等※の無資格運転、酒気帯び運転※または麻薬等を使用しての運転中のケガ ● 脳疾患、病気または心神喪失によるケガ (次のページへ続く)

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
育英費用保険金			(前ページより続き) <ul style="list-style-type: none"> <li>●妊娠、出産、早産または流産によるケガ</li> <li>●引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療※以外の外科的手術その他の医療処置によるケガ</li> <li>●戦争、その他の変乱※、暴動によるケガ(テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。)</li> <li>●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ(天災危険補償特約をセッティングする場合はお支払対象となります。)</li> <li>●核燃料物質等の放射性・爆発性によるケガ</li> <li>●入浴中の溺水※(ただし、急激かつ偶然な外因の事故によって被ったケガによって発生した場合を除きます。)</li> <li>●原因がいかなるときでも、誤嚥(えん)※によって発生した肺炎など</li> </ul>
特定感染症による後遺障害保険金 ★特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約	保険期間中に特定感染症※を発病※し、発病の日からその日を含めて180日以内に後遺障害※が発生した場合	$\text{死亡・後遺障害保険金額} \times \boxed{\text{約款所定の保険金支払割合 (4%~100%)}}$ <p>(注1) 政府労災保険に準じた等級区分ごとに定められた保険金支払割合で、特定感染症※による後遺障害保険金をお支払いします。</p> <p>(注2) 被保険者が発病※の日からその日を含めて180日を超えてなお治療※を要する状態にある場合は、引受保険会社は、発病の日からその日を含めて181日目における医師※の診断に基づき後遺障害※の程度を認定して、特定感染症による後遺障害保険金をお支払いします。</p> <p>(注3) 同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にあった後遺障害に対する保険金支払割合を控除して、保険金をお支払いします。</p> <p>(注4) 既にお支払いした後遺障害保険金または特定感染症による後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした後遺障害保険金または特定感染症による後遺障害保険金の額を差し引いた額が限度となります。また、保険期間を通じてお支払いする死亡保険金、後遺障害保険金および特定感染症による後遺障害保険金は、死亡・後遺障害保険金額が限度となります。</p> <p>保険期間が1年を超える保険契約においては、その特定感染症を発病した保険年度※と同一の保険年度に発生した事故によるケガ※または発病した特定感染症に対して既にお支払いした後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした後遺障害保険金または特定感染症による後遺障害保険金の額を差し引いた額が限度となります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●保険契約者、被保険者、被保険者の親権者、後見人または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による特定感染症※の発病*</li> <li>●闘争行為、自殺行為または犯罪行為による特定感染症の発病</li> <li>●戦争、その他の変乱※、暴動による特定感染症の発病(テロ行為による特定感染症の発病は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。)</li> <li>●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による特定感染症の発病</li> <li>●核燃料物質等の放射性・爆発性による特定感染症の発病</li> <li>●傷害保険金をお支払いすべきケガ※による特定感染症</li> <li>●保険責任開始日からその日を含めて10日以内の特定感染症の発病(ただし、この保険契約が特定感染症を補償する継続契約の場合は、保険金の支払対象となります。)</li> </ul> <p>など</p>
特定感染症による入院保険金 ★特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約	保険期間中に特定感染症※を発病※し、その特定感染症のため入院※された場合	$\boxed{\text{入院保険金日額}} \times \boxed{\text{入院※した日数}}$ <p>(注1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第18条第2項の規定による就業制限が課された場合は、入院したものとみなします。</p> <p>(注2) 特定感染症※を発病※した日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては、特定感染症による入院保険金をお支払いしません。また、お支払いする入院の日数は180日が限度となります。</p> <p>(注3) 入院保険金または特定感染症による入院保険金をお支払いする期間中にさらに特定感染症による入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当する特定感染症を発病した場合は、特定感染症による入院保険金を重ねてはお支払いしません。</p> <p>(注4) 特定感染症による入院保険金をお支払いする期間中にさらに入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ※を被った場合は、入院保険金をお支払いしません。</p> <p>(注5) 特定感染症による入院保険金をお支払いする期間中に通院された場合は、通院保険金をお支払いしません。</p>	
特定感染症による通院保険金 ★特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約	保険期間中に特定感染症※を発病※し、その特定感染症のため通院※された場合	$\boxed{\text{通院保険金日額}} \times \boxed{\text{通院※した日数}}$ <p>(注1) 特定感染症※を発病※した日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、特定感染症による通院保険金をお支払いしません。また、お支払いする通院の日数は90日が限度となります。</p> <p>(注2) 入院保険金または特定感染症による入院保険金をお支払いする期間中に通院された場合は、特定感染症による通院保険金をお支払いしません。</p> <p>(注3) 通院保険金または特定感染症による通院保険金をお支払いする期間中にさらに特定感染症による通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当する特定感染症を発病した場合は、特定感染症による通院保険金を重ねてはお支払いしません。</p> <p>(注4) 特定感染症による通院保険金をお支払いする期間中にさらに通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ※を被った場合は、通院保険金をお支払いしません。</p>	

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
賠償責任保険金 ☆賠償責任条項 の一部変更に 関する特約 セット	<p>次のいづれかの事由により、法律上の損害賠償責任を負われた場合</p> <p>①保険期間中の次のア、またはイの偶然な事故により、他人の生命または身体を害したり、他人の人物<sup>(*)1</sup>を壊したりしたこと。          ②日本国内において保険期間中の次のア、またはイの偶然な事故により、誤って線路へ立入ってしまったこと等が原因で電車等<sup>(*)2</sup>を運行不能<sup>(*)3</sup>にさせたこと。          ③補償対象受託物<sup>(*)4</sup>の損壊、紛失または盗難<sup>(*)5</sup>（住宅<sup>(*)6</sup>内保管中または一時的に住宅<sup>(*)6</sup>外で管理している間に限ります。）</p> <p>ア、住宅<sup>(*)7</sup>の所有、使用または管理に起因する偶然な事故イ、被保険者の日常生活に起因する偶然な事故</p> <p>（*1）情報機器等に記録された情報を含みます。</p> <p>（*2）電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用具をいいえます。</p> <p>（*3）正常な運行ができなくなることをいいえます。ただし、運行することにつき、物理的な危険を伴うものをいいえます。</p> <p>（*4）「補償対象受託物」とは、被保険者が他人（レンタル業者を含みます。）から預かつた財物をいいえます。ただし、右記の「補償対象外となる主な『受託物』」を除きます。</p> <p>（*5）上記③に掲げる事由に対して保険金を支払うのは、被保険者が、補償対象受託物<sup>(*)4</sup>につき正当な権利を有する者に対して損害賠償責任を負担することによって被った損害に限ります。</p> <p>（*6）被保険者の居住の用に供される住宅をいい、敷地を含みます。</p> <p>（*7）本人の居住の用に供される住宅をいい、敷地内の動産および不動産を含みます。</p> <p>（注）被保険者の範囲は、次のとおりです。なお、ア、からオ、までの方が責任無能力者である場合は、親権者・法定監督義務者・監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方（責任無能力者の6親等内の血族、配偶者<sup>*</sup>および3親等内の姻族に限ります。）を被保険者とします。</p> <p>ア、本人、イ、親権者およびその他の法定の監督義務者、ウ、配偶者、エ、本人・親権者・配偶者と同居の本人・配偶者の親族（6親等内の血族および3親等内の姻族）、オ、本人・親権者・配偶者と別居の本人・配偶者の未婚の子</p>	<p>被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額+判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金－被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額－免責金額＊（0円）</p> <p>（注）1回の事故につき、賠償責任保険金額が限度となります。ただし、情報機器等に記録された情報のみの事故については、1回の事故につき、記録情報限度額（500万円）または賠償責任保険金額のいづれか低い額が限度となります。</p> <p>（注2）損害賠償金額等の決定については、あらかじめ引受け保険会社の承認を必要とします。</p> <p>（注3）上記算式により計算した額とは別に、損害の発生または拡大を防止するために必要または有効であった費用、示談交渉費用、争訟費用等をお支払いします。</p> <p>（注4）日本国内において発生した左記「保険金をお支払いする場合」①および②の事故について、被保険者のお申出により、示談交渉をお引き受けします。ただし、損害賠償請求権者が同意されない場合、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が賠償責任保険金額を明らかに超える場合、正当な理由なく被保険者が協力を拒んだ場合、損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合には示談交渉を行うことができませんのでご注意ください。</p> <p>（注5）補償内容が同様の保険契約（異なる保険種類の特約や引受け保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。</p> <p>[補償対象外となる主な『受託物』] 通貨、預貯金証書、有価証券、印紙、切手、稿本（本などの原稿）、設計書、図案、証書、帳簿、貴金属、宝石、書画、骨董（とう）、彫刻、美術品、自動車（被牽（けん）引車を含みます。）、原動機付自転車・船舶（ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。）、航空機およびこれらの付属品、銃砲、刀剣、5ページ傷害保険金の「保険金をお支払いしない主な場合」に記載の「補償対象外となる運動等」を行っている間のその運動等のための用具、動物・植物等の生物、建物（骨、建具、浴槽、流し、ガス台、調理台、棚および電気・ガス・暖房・冷房設備その他の付属設備を含みます。）、門、扉、垣、物置、車庫、その他の付属建物など</p>	<p>〈「保険金をお支払いする場合」①～③に共通の事由〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●保険契約者、被保険者またはこれらの方の法定代理人の故意による損害</li> <li>●被保険者の職務遂行（アルバイトおよびインターネットを除きます。）に直接起因する損害賠償責任（仕事上の損害賠償責任）</li> <li>●被保険者の使用人（家事使用人を除きます。）が業務従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任</li> <li>●第三者との損害賠償に関する約定によって加重された損害賠償責任</li> <li>●被保険者と同居する親族＊に対する損害賠償責任</li> <li>●心神喪失に起因する損害賠償責任</li> <li>●被保険者または被保険者の指図による暴行、殴打による損害賠償責任</li> <li>●自動車等＊の車両（ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。）、船舶、航空機、銃器、武器、職務のために使用する動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任</li> <li>●戦争、その他の変乱＊、暴動による損害</li> <li>●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害</li> <li>●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害賠償責任</li> </ul> <p>など</p> <p>〈「保険金をお支払いする場合」①、②に適用される事由〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●他人から借りたり預かったりした物を壊したことによる損害賠償責任</li> </ul> <p>など</p> <p>〈「保険金をお支払いする場合」③に適用される事由〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●闘争行為、自殺行為または犯罪行為による補償対象受託物の損害</li> <li>●自動車等の無資格運転、酒気帯び運転＊または麻薬等を使用しての運転中の事故による補償対象受託物の損害</li> <li>●公権力の行使（差押え・没収・破壊等）による補償対象受託物の損害</li> <li>●補償対象受託物に発生した自然発火または自然爆発</li> <li>●偶然な外来の事故に直接起因しない補償対象受託物の電気的事故・機械的事故（故障等）による損害</li> <li>●自然の消耗、劣化、性質による変色・さび・かび・腐敗・ひび割れ・はがれ・発酵・自然発熱、ねずみ食い、虫食い、欠陥等による補償対象受託物の損害</li> <li>●風、雨、雪、雹（ひょう）、砂塵（じん）その他これらに類するものの吹込みや漏入による補償対象受託物の損害</li> <li>●引き渡し後に発見された補償対象受託物の損壊による損害賠償責任</li> <li>●補償対象受託物を使用不能にしたことによる損害賠償責任（収益減少等）</li> <li>●通常必要とされる取扱い上の注意に著しく反したことまたは本来の用途以外に補償対象受託物を使用したことによる損害賠償責任</li> <li>●左記の「補償対象外となる主な『受託物』」の損害</li> </ul> <p>など</p>

- 天災危険補償特約をセットした場合、地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ<sup>\*</sup>の場合も、傷害保険金、育英費用保険金をお支払いします。
- 細菌性食中毒およびウイルス性食中毒補償特約をセットした場合、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒をケガ<sup>\*</sup>に含め、保険金をお支払いします。
- 熱中症危険補償特約をセットした場合、日射または熱射による身体の障害の場合も、傷害保険金をお支払いします。
- すべてのご契約に「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」が自動的にセットされ、保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱…暴動」については、テロ行為はお支払いの対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。

#### ※印の用語のご説明

- 「ケガ」とは、急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいいます。
- 「急激」とは、「事故が突然で、傷害発生までの過程において時間的間隔がないこと」を意味します。
- 「偶然」とは、「保険事故の原因または結果の発生が被保険者にとって予知できない、被保険者の意思に基づかないこと」を意味します。
- 「外来」とは、「保険事故の原因が被保険者の身体外部からの作用によること、身体に内在する疾病要因の作用でないこと」を意味します。
- 「傷害」には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状<sup>(\*)</sup>を含みます。ただしセット名Cの場合、次のいずれかに該当するものを含みません。  
①細菌性食中毒  
②ウイルス性食中毒  
(\*) 繙続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。
- 「保険年度」とは、保険期間の初日から起算して1年間を第1保険年度といいます。その後は満期日まで順次1年間ずつ、第2保険年度、第3保険年度…といいます。ただし、保険期間に1年未満の端日数がある保険契約の場合には、第1保険年度については、始期日からその端日数期間、第2保険年度については、第1保険年度の末日の翌日から1年間とし、以後同様とします。
- 「後遺障害」とは、治療<sup>\*</sup>の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者または扶養者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被保険者または扶養者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの<sup>\*</sup>を除きます。
- 「頸(けい)部症候群」とは、いわゆる「むちうち症」をいいます。
- 「医学的他覚所見のないもの」とは、被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。
- 「治療」とは、医師<sup>\*</sup>が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。
- 「医師」とは、被保険者が医師の場合は、被保険者以外の医師をいいます。
- 「入院」とは、自宅等での治療<sup>\*</sup>が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師<sup>\*</sup>の管理下において治療に専念することをいいます。
- 「手術」とは、次のいずれかに該当する診療行為をいいます。
  - ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為<sup>(\*)1</sup>。ただし、創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術ならびに抜歯手術を除きます。
  - ②先進医療<sup>\*</sup>に該当する診療行為<sup>(\*)2</sup>
 (\*1) ①の診療行為には、歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されているものを含みます。
- (\*2) ②の診療行為は、治療<sup>\*</sup>を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限ります。ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。
- 「先進医療」とは、手術<sup>\*</sup>を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定めるもの（先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。）をいいます。なお、先進医療の対象となる医療技術、医療機関および適応症等は、一般の保険診療への導入や承認取消等の事由によって、変動します。
- 「通院」とは、病院もしくは診療所に通い、または往診もしくは訪問診療により、治療<sup>\*</sup>を受けることをいい、オンライン診療による診察を含みます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。なお、同月に複数回のオンライン診療を受けた場合で、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表においてオンライン診療料を1回算定された場合は、最初の1回のみ通院したものとみなします。
- 「重度後遺障害」とは、後遺障害<sup>\*</sup>のうち、両眼の矯正視力が0.02以下になった場合、神経系統の機能等に著しい障害を残し、随時介護を要する場合等をいいます。
- 「自動車等」とは、自動車または原動機付自転車をいいます。
- 「競技等」とは、競技、競争、興行<sup>\*</sup>または試運転をいいます。また、競技場におけるフリー走行など競技等に準ずるものを含みます。
- (\*) いざれもそのための練習を含みます。
- 「乗用具」とは、自動車等<sup>\*</sup>、モーターボート（水上オートバイを含みます。）、ゴーカート、スノーモービル、その他これらに類するものをいいます。
- 「親族」とは、6親等内の血族、配偶者<sup>\*</sup>および3親等内の姻族をいいます。
- 「扶養者」とは、被保険者を扶養する方で、加入者証等に記載された方をいいます。
- 「その他の変乱」とは、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変をいいます。
- 「配偶者」とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事实上婚姻関係と同様の事情（内縁関係）にある方および、戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。
- 「誤嚥(えん)」とは、食物、吐物、唾液等が誤って気管内に入ることをいいます。
- 「酒気帯び運転」とは、道路交通法第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等<sup>\*</sup>を運転することをいいます。
- 「溺水」とは、水を吸引したことによる窒息をいいます。
- 「特定感染症」とは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条に規定する次のいずれかの感染症をいいます。  
①一類感染症  
②二類感染症  
③三類感染症  
④新型コロナウイルス感染症<sup>(注1)</sup>  
⑤指定感染症<sup>(注2)</sup>
- (注1) 新型コロナウイルス感染症とは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第7項第3号に規定するものをいい、病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限ります。）であるものに限ります。（注2）指定感染症は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第7条第1項の規定に基づき一類感染症、二類感染症または三類感染症に適用される規定と同程度の規定を準用することが政令で定められている場合に限ります。
- 「発病」とは、医師<sup>\*</sup>が診断<sup>\*</sup>した発病をいいます。ただし、先天性異常については、医師が診断したことによりはじめて発見されることをいいます。（\*）人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。
- 「ギブス等」とは、ギブス、ギブスシーネ、ギブスシャーレ、シーネその他これらに類するもの（硬性コルセット、創外固定器、その他医学上ギブスと同程度の安静を保つために用いるものをいい、バストバンド、軟性コルセット、サポーター、頸(けい)椎カラー、厚紙副子、ニーブレース等は含まれません。）をいいます。
- 「ケガを被った所定の部位」とは、次のいずれかの部位（指、顔面等は含まれません。）をいいます。
  - ・長管骨（上腕骨、橈骨、尺骨、大腿骨、脛骨および腓骨をいいます。以下同様とします。）または脊柱
  - ・長管骨に接続する上肢または下肢の3大関節部分（中手骨、中足骨およびそれより指先側は含まれません。）。ただし、長管骨を含めギブス等<sup>\*</sup>の固定具を装着した場合に限ります。
  - ・肋骨・胸骨（鎖骨、肩甲骨は含まれません。）。ただし、体幹部にギブス等の固定具を装着した場合に限ります。
- 「免責金額」とは、支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。

## ご注意

1. この保険は岡山県高等学校PTA連合会が保険契約者となる団体契約です。被保険者が保険料を負担される場合、保険契約者が保険料をとりまとめのうえ引受保険会社に払い込みます。なお、保険契約者が引受保険会社に保険料を払い込まなかつた場合には、保険契約が解除され保険金が支払われないことがあります。また、保険契約者または被保険者がご加入の取消等をされた場合、引受保険会社は返還保険料を保険契約者に返還します。
  2. お申込人となる方は岡山県高等学校PTA連合会加盟高校の単位PTAに所属する会員のご家族である生徒（入学等手続を終えた方を含みます。）の保護者に限ります。この制度で被保険者（補償の対象者）となる方の範囲は、岡山県高等学校PTA連合会加盟高校の単位PTAに所属する会員のご家族である生徒の方（入学等手続を終えた方を含みます。）です。  
(注)入学等手続を終えた方とは、入学に必要な書類を提出のうえ、入学金およびその他の費用を納入し、学校の定める手続を完了した方をいいます。
  3. この制度で扶養者となる方は原則として被保険者の親権者（被保険者が成年である場合を除きます。）で、かつ、被保険者と同居し（被保険者の就学上の理由等で別居している場合を含みます。）、被保険者の属する世帯の生計を維持している方とします。
  4. ご加入いただいた後にお届けする加入者証は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。
  5. この保険契約は共同保険に関する特約に基づく共同保険契約です。それぞれの引受保険会社は、引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、三井住友海上は、幹事保険会社として他の引受保険会社の業務および事務の代理・代行を行います。引受保険会社およびその引受割合は次のとおりです。  
三井住友海上火災保険株式会社（幹事会社）引受割合 54% 東京海上日動火災保険株式会社 引受割合 44% Chubb損害保険株式会社引受割合 2%
  6. 柔道整復師（接骨院、整骨院等）による施術の場合、通院日数の認定にあたっては、傷害の部位や程度に応じ、医師の治療に準じて認定し、お支払いします。また、鍼（はり）・灸（きゅう）・マッサージなどの医療類似行為については、医師の指示に基づいて行われた施術のみ、お支払いの対象となります。
  7. お客様のご加入内容が登録されることがあります。  
損害保険制度が健全に運営され、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金等のお支払いが正しく確実に行われるよう、これらの保険金のある保険契約について、一般社団法人日本損害保険協会が運営する契約内容登録制度への登録を実施しております。
  8. 保険金をお支払いする場合に該当したときの引受保険会社へのご連絡  
保険金をお支払いする場合に該当したときは、代理店・扱者は引受保険会社までご連絡ください。保険金請求の手続につきまして詳しくご案内いたします。なお、保険金をお支払いする場合に該当した日から30日以内にご連絡がない場合、もしくは知っている事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合は、引受保険会社はそれによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払うことがあります。
  9. 法律上の賠償責任などを負担することによって被った損害を補償する契約の対象となる賠償事故の示談交渉については、事前に引受保険会社へご相談ください。なお、あらかじめ引受保険会社の承認を得ないで損害賠償責任を認めたり、賠償金などを支払われた場合には、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。
- <示談交渉サービス>
- 日本国内において発生した、賠償責任条項の対象となる賠償事故（受託物の破損、紛失または盗取を除きます。）について被保険者のお申出があり、かつ被保険者の同意が得られれば、引受保険会社は原則として被保険者のために示談交渉をお引き受けいたします。また、日本国内において発生した賠償事故（受託物の破損、紛失または盗取を除きます。）で保険金が支払われる場合、被害者が保険金相当の損害賠償額を引受保険会社へ直接請求することもできます。
- <示談交渉を行うことができない主な場合>
- 1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が賠償責任条項で定める保険金額を明らかに超える場合  
○相手の方が引受保険会社との交渉に同意されない場合  
○相手の方との交渉に際し、正当な理由なく被保険者が引受保険会社への協力を拒んだ場合  
○被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合
10. 保険金支払いの履行期  
引受保険会社は、保険金請求に必要な書類（\*1）をご提出いただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項の確認（\*2）を終えて保険金をお支払いします。（\*3）  
(\*1) 保険金請求に必要な書類は、「保険金のご請求時にご提出いただく書類」をご参照ください。代理請求人が保険金を請求される場合は、被保険者が保険金を請求できない事情を示す書類をご提出いただけます。  
(\*2) 保険金をお支払いする事由の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の額の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。  
(\*3) 必要な事項の確認を行うために、警察などの公の機関の捜査結果の照会、医療機関など専門機関の診断結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が必要な場合には、普通保険約款・特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者または保険金を受け取るべき方に通知します。
  11. 保険金のご請求時にご提出いただく書類  
被保険者または保険金を受け取るべき方（これらの方の代理人を含みます。）が保険金の請求を行う場合は、事故受付後に引受保険会社が求める書類をご提出いただきます。ご不明な点については、代理店・扱者は引受保険会社までお問い合わせください。  
【ご提出いただく書類】以下の書類のうち引受保険会社が求めるもの  
・引受保険会社所定の保険金請求書　・引受保険会社所定の同意書　・事故原因・損害状況に関する資料  
・被保険者またはその代理人の保険金請求であることを確認するための資料（住民票、健康保険証（写）等）  
・引受保険会社所定の診断書　・診療状況申告書　・公の機関（やむを得ない場合は第三者）等の事故証明書　・死亡診断書  
・他から支払われる損害賠償金・保険金・給付金等の額を確認する書類  
・損害賠償の額および損害賠償請求権を確認する書類  
・引受保険会社所定の事故内容報告書、損害または費用の発生を確認する書類およびその他これらに類する書類  
事故の内容、損害額等に応じて上記の書類以外の書類をご提出いただくようお願いすることがあります。
  12. 代理請求人について  
高度障害状態となり、意思能力を喪失した場合など、被保険者に保険金を請求できない事情があり、かつ、保険金を受け取るべき被保険者の代理人がいない場合には、引受保険会社の承認を得て、その被保険者と同居または生計を共にする配偶者（\*）等（以下「代理請求人」といいます。詳細は（注）をご参照ください。）が保険金を請求できることがあります。詳細は代理店・扱者は引受保険会社までお問い合わせください。  
また、本内容については、代理請求人となられる方にも必ずご説明ください。  
(注) ①「被保険者と同居または生計を共にする配偶者（\*）」  
②上記①に該当する方がいないまたは上記①に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合  
「被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族」  
③上記①、②に該当する方がいないまたは上記①、②に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合  
「上記①以外の配偶者（\*）」または「上記②以外の3親等内の親族」  
(\*) 法律上の配偶者に限ります。

# ■生活サポートサービス

ご相談無料

日常生活に役立つさまざまなサービスを電話にてご利用いただけます。学生・子ども・総合保険などにご加入のお客さまとその同居のご家族の方専用サービスです。

\*詳しくは、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

## 健康・医療



年中無休24時間対応

### ■健康・医療相談

日常の健康・医療に関するご相談や、薬剤全般に関するご相談に看護師などの専門職がお応えします。また、ご相談内容やご希望に応じて医師相談（一部予約制）がご利用いただけます。

### ■医療機関総合情報提供

地域の医療機関情報や救急医療機関、各科の専門医などの情報をご提供します。

### ■診断サポートサービス

（各種人間ドック・P E T 検査機関紹介、健康チェックサービス）

提携機関をご紹介します。

また、ご自宅で気軽にできる健康チェックを割引料金でご紹介します。

### ■三大疾病セカンドオピニオン情報提供

「三大疾病（がん、心疾患、脳血管疾患）」診断後の、セカンドオピニオンに関する情報提供やご相談にお応えします。

\*セカンドオピニオンとは「主治医以外の医師の意見」をいいます。

### ■女性医師情報提供、女性医師相談

女性医師情報をご提供（産科・婦人科に加え、内科、皮膚科、肛門科など幅広く対応）する女性専用のサービスです。

また、健康に関するご相談に女性看護師または女性医師（一部予約制）が対応します。

## 介護



年中無休24時間対応

### ■介護に関する情報提供

老後の備えとして介護は最大の关心事です。介護保険の仕組みに関することや介護状態になった場合の介護方法などのご相談にお応えします。

### ■介護に関する悩み相談

介護を担う人の悩みは多様です。日常の介護の悩みなど幅広いご相談にお応えします。

<専任の相談員がお応えします>

### ■公的介護保険で利用できるサービス等に関する相談

公的介護保険で利用できるサービスや介護サービス提供事業者に関し、情報提供やご相談にお応えします。

## 認知症・行方不明時の対応相談

年中無休24時間対応

### ■認知症に関する情報提供と悩み相談

社会の高齢化により増加する認知症に対する疑問にお応えします。専門医療機関の情報提供や精神的負担が大きい認知症の日常介護についてアドバイスします。



### ■認知症の方の行方不明時の対応に関する相談

認知症の方などが行方不明になってしまった場合の対応や発見後のケア方法に関するご相談にお応えします。また、地域包括支援センターなどを紹介します。

## 暮らしの相談



平日14:00～17:00

### ■暮らしのトラブル相談（法律相談）

個人の日常生活上のトラブルに関するご相談にお応えします。  
弁護士相談は予約制となります。

お客様の行っている事業についてのご相談や、既に弁護士に対応を依頼している案件、訴訟となっている案件についてのご相談は対象となりません。また、引受保険会社の保険に関連するご相談は、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

### ■暮らしの税務相談

個人の日常生活上の税務相談をお応えします。  
税理士相談は予約制となります。

## 情報提供・紹介サービス

平日14:00～17:00

### ■子育て相談（12才以下）

妊娠中から小学校卒業までの子育ての悩みや不安に、専任の相談員がお応えします。

### ■暮らしの情報提供

冠婚葬祭についてのご質問、ボランティア情報

### ■安心な暮らしをサポートする事業者の紹介

- 福祉機器および介護用品のレンタル・販売
- 緊急通報サービス
- ベビーシッター



## 健康・介護ステーション

インターネットにて健康・医療、介護に関する情報を提供します。

URL: [https://www.ms-ins.com/kenko\\_kaigo/](https://www.ms-ins.com/kenko_kaigo/)

## サービス受付電話番号

サービス受付の電話番号（通話料無料）は、ご加入後にお届けする加入者証や案内状の案内などをご覧ください。

\*平日とは、土・日・祝日・年末年始を除いた月～金をいいます。

\*お使いの電話回線により、ご利用できない場合があります。また、ご利用は日本国内からに限ります。

\*本サービスは、引受保険会社の提携サービス会社にてご提供します。海外に関するご相談など、ご相談内容によってはご対応できない場合があります。

\*本サービスは予告なく変更・中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

## お申込み・お問合わせは

引受幹事保険会社／代理店・扱者	引受保険会社
<b>三井住友海上火災保険株式会社 岡山支店 岡山第一支社</b> 〒700-8660 岡山市北区幸町8-22 TEL 086-225-0835 <b>代理店・扱者：MS中国株式会社 岡山支店</b> 〒700-8660 岡山市北区幸町8-22 TEL 086-221-2576	<b>三井住友海上火災保険株式会社</b> <b>東京海上日動火災保険株式会社</b> <b>Chubb損害保険株式会社</b>

### 事故の際のご連絡先

**24時間365日事故受付サービス「三井住友海上事故受付センター」**  
**0120-258-189 (無料)**

事故は いち早く  
ご連絡の際は、「岡山県高等学校PTA連合会の学生・こども総合保険に加入しています」という旨をお申し出ください。

保険金の請求に関するお問い合わせ 三井住友海上火災保険株式会社 関西傷害疾病第二保険金お支払センター  
TEL 06-6229-2628 月曜日から金曜日（祝日除く）9:00～17:00